

(本邦からの輸出物品を原材料として生産された物品の証明の取扱い)

8 の 2—14 令第 26 条第 3 項に規定する東南アジア諸国において、本邦から輸出された物品を原材料の全部又は一部として生産された物品について、同項の規定により特惠関税の適用を受ける場合の証明は、累積加工・製造証明書による。